

令和 7 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

臨時 会 会 議 録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

令和7年第1回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会 臨時会会議録

目 次

招集告示	1
議員出席表	2
説明員出席者	3
議会事務局職員出席者	3
提出議案一覧	4
◎ 議事日程その1（7月28日）	5
臨時議長の紹介	6
開会宣告	6
諸般の報告	6
広域連合長の挨拶	6
日程第1 仮議席の指定について	7
日程第2 議長の選挙について	8
◎ 議事日程その2（7月28日）	11
日程第1 議席の指定について	13
日程第2 会議録署名議員の指名について	13
日程第3 会期の決定について	13
諸般の報告	13
日程第4 副議長の選挙について	14
日程第5 議会運営委員の選任について	15
日程第6 議案第19号の上程及び提案理由説明	16
日程第7 上程議案に対する質疑	
[議案第19号]	16
日程第8 上程議案に対する討論及び表決	
[議案第19号]	17
日程第9 議案第20号の上程及び提案理由説明	18

日程第10	上程議案に対する質疑 [議案第20号]	18
日程第11	上程議案に対する討論及び表決 [議案第20号]	18
日程第12	報告第1号から報告第4号の上程及び提案理由説明	19
日程第13	上程議案に対する質疑 [報告第1号から報告第4号まで]	20
日程第14	上程議案に対する討論及び表決 [報告第1号から報告第4号まで]	20
日程第15	一般質問	21
日程第16	閉会中所管事務調査について	21
	閉会宣告	22
会議録署名	23
参考資料	議案等審議結果一覧表	25
上程議案等	27



令和 7 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

臨時会 会議録



②

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第 22 号

令和 7 年第 1 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を下記のとおり招集する。

令和 7 年 7 月 10 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 大谷 明

記

- 1 日 時 令和 7 年 7 月 28 日 午後 1 時 30 分
- 2 場 所 水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号
水戸市役所 7 階 全員協議会室
- 3 付議すべき事件
 - (1) 議長の選挙について
 - (2) 副議長の選挙について
 - (3) 議会運営委員の選任について
 - (4) 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて
 - (5) 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて
 - (6) 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提起）
 - (7) 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）

以 上

議 員 出 席 表

令和7年第1回臨時会

議席 番号	議員の氏名	第1日	議席 番号	議員の氏名	第1日
		7月28日			7月28日
1	松本勝久	○	23	田中隆徳	○
2	白石敦	○	24	後藤治男	○
3	矢口勝雄	○	25	松戸千秋	○
4	渡邊澄夫	○	26	櫻井健一	○
5	村上泰道	○	27	萩原剛志	○
6	立川博敏	○	28	遠藤富美子	○
7	後藤敦志	○	29	宮内守	○
8	廣瀬榮	○	30	田口清一	○
9	佐藤剛史	○	31	守谷智明	○
10	小室信隆	/	32	長島幸男	/
11	藤橋隼	○	33	石川祐一	○
12	和田喜武	○	34	柴田佑美子	/
13	田村幸子	○	35	猿田正純	○
14	岩澤信	○	36	寺門定範	○
15	水梨伸晃	○	37	大森勝夫	○
16	黒田健祐	○	38	林昌子	○
17	雨澤正	○	39	野口雅弘	○
18	池田芳範	○	40	山本豊	○
19	平田健三	○	41	安田忠司	/
20	長谷川信市	○	42	小野寺宗一郎	○
21	岡崎欣也	○	43	岩崎博	○
22	寺門厚	○	44	新井邦弘	○

説明員出席者（地方自治法121条第1項）

広域連合長	大谷	明（ひたちなか市長）
副広域連合長	中島	栄（美浦村長）
代表監査委員	磯崎	和廣
事務局局長	井上	鏡子
事務局次長兼総務課長	介川	忠明
事業課長	飯島	良弘
給付課長	安	和彦

議会事務局職員出席者

議会事務局局長	大谷	浩之
書記	鈴木	崇弘

提 出 議 案 一 覧

議案第19号 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて

議案第20号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

報告第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提起）

報告第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）

報告第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）

報告第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）



議事日程その1

7 月 28 日



令和 7 年 第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会
議 事 日 程 そ の 1

令和 7 年 7 月 28 日 (月)

午後 1 時 30 分開議

臨時議長の紹介

開会宣告

諸般の報告

広域連合長の挨拶

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長の選挙について

午後 1 時 3 0 分

臨時議長の紹介

○事務局（大谷浩之君） 事務局から申し上げます。

本日の臨時会は、一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、水戸市議会選出の松本勝久議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

松本議員、議長席へ御着席をお願いいたします。

〔1 番 松本勝久君 議長席に着席〕

○臨時議長（松本勝久君） ただいま御紹介をいただきました水戸市の松本でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

よろしく御協力のほど、お願いを申し上げます。

開会宣告

○臨時議長（松本勝久君） それでは御報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は40名でございます。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○臨時議長（松本勝久君） この際、諸般の報告をいたします。

議長が選出されるまでの議事日程につきましては、お手元に配付してございます議事日程その1のとおりでありますので、御了承のほどお願いを申し上げます。

広域連合長の挨拶

○臨時議長（松本勝久君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、

これを許します。

広域連合長大谷明君。

〔広域連合長 大谷明君 登壇〕

○**広域連合長**（大谷明君） このたび、6月10日から茨城県後期高齢者医療広域連合長に就任いたしました、ひたちなか市長の大谷明でございます。よろしくお願ひいたします。

令和7年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席いただき、また、日頃から後期高齢者医療制度の円滑な運営に御尽力を賜り、心から感謝申し上げます。

当広域連合の現在の被保険者数は約48万人を超え、令和7年度における医療費総額は約4,000億円の予算規模となり、制度発足時と比較すると、被保険者数は約1.6倍、医療費総額の予算規模は約2倍となっております。そして、今年中には全ての団塊世代の方々が後期高齢者医療制度に移行し、令和9年には被保険者が50万人を超えることが見込まれております。

一方で、後期高齢者医療保険制度においては、皆様御存じのとおり、マイナンバーカードと健康保険証の一体化をはじめ、出産育児一時金の費用の一部を支援する仕組みの導入等の制度改正があり、さらに令和8年度からは、子ども・子育て支援金の徴収が始まります。

このような中、当広域連合といたしましても、国や市町村の皆様と連携を取りながら、安定的な制度運営を図るとともに、被保険者の御理解、御協力を得られるよう、丁寧な対応や周知、広報を行い、全ての被保険者が引き続き安心して必要な医療を受けることができるよう、万全を期してまいりたいと考えております。

さて、本日は、副広域連合長及び監査委員の選任同意案件など、重要案件について御審議をいただくことになっております。何とぞよろしくお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

○**臨時議長**（松本勝久君） ありがとうございます。

日程第1 仮議席の指定について

○**臨時議長**（松本勝久君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。よろしくお願い申し上げます。

日程第2 議長選挙について

○臨時議長（松本勝久君） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、いかがいたしましょうか。

39番野口雅弘君。

○39番（野口雅弘君） 議長選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○臨時議長（松本勝久君） ただいま野口議員から指名推選の方法による旨、御意見を頂きました。

本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（松本勝久君） 御異議なしと認めます。よって、議長の選挙は指名推選の方法による旨の動議は可決されました。

それでは、お諮りいたします。

指名の方法については、ただいま動議を提出されました野口雅弘議員から指名を願うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（松本勝久君） 御異議なしと認めます。

それでは、野口雅弘議員、御指名を願います。

○39番（野口雅弘君） ただいま臨時議会の議長をしております松本勝久議員を議長に指名いたします。

○臨時議長（松本勝久君） お諮りいたします。

ただいま指名がありました私、松本勝久を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（松本勝久君） 御異議なしと認めます。よって、松本勝久が議長に当選し

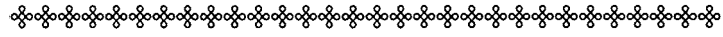
ました。

ただいま当選した者に当選の告知をいたします。

それでは、着席のまま御挨拶させていただきます。

ただいま議長選挙において議長に指名をいただきました松本でございます。

私自身、広域連合議会議員は初めてでございます。皆様方の御指導をいただきながら、円滑な広域連合の議会運営に努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく御協力のほどお願いを申し上げながら、御挨拶に代えさせていただきます。



議事日程その2

7 月 28 日



令和 7 年 第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会
議 事 日 程 そ の 2

令和 7 年 7 月 28 日 (月)

午後 1 時 30 分開議

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
諸般の報告
- 日程第 4 副議長の選挙について
- 日程第 5 議会運営委員の選任について
- 日程第 6 議案第 19 号 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意
を求めることについて
- 日程第 7 上程議案に対する質疑
【議案第 19 号】
- 日程第 8 上程議案に対する討論及び表決
【議案第 19 号】
- 日程第 9 議案第 20 号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求
めることについて
- 日程第 10 上程議案に対する質疑
【議案第 20 号】
- 日程第 11 上程議案に対する討論及び表決
【議案第 20 号】
- 日程第 12 報告第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提
起）
報告第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の
和解）
報告第 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の
和解）
報告第 4 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の
和解）

- 日程第13 上程議案に対する質疑
【報告第1号から報告第4号】
- 日程第14 上程議案に対する討論及び表決
【報告第1号から報告第4号】
- 日程第15 一般質問
- 日程第16 閉会中所管事務調査について
閉会宣告

- 議長（松本勝久君） それでは、これより議会事務局職員に印刷物を配付させます。
少々時間を頂きます。

〔印刷物配付〕

- 議長（松本勝久君） 配付漏れはございませんか。
議事日程その1以降の議事日程につきましては、ただいまお手元に配付させていただきました議事日程その2のとおりでありますので、御了承願います。

日程第1 議席の指定について

- 議長（松本勝久君） 日程第1、議席の指定を行います。
議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。
議席は、ただいま御着席の議席と指定をいたします。
よろしくお願い申し上げます。

日程第2 会議録署名議員の指名について

- 議長（松本勝久君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、42番小野寺宗一郎議員、44番新井邦弘議員、以上2名を指名をいたします。

日程第3 会期の決定について

- 議長（松本勝久君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本勝久君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたします。

諸般の報告

○議長（松本勝久君） この際、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、説明のため本臨時会の会議に出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付してあります説明員出席者のとおりであります。御了承願います。

日程第4 副議長の選挙について

○議長（松本勝久君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本勝久君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本勝久君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、指名をいたします。

副議長に大森勝夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました大森勝夫議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本勝久君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大森勝夫議員が副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選された大森勝夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知をいたします。

それでは、大森副議長から御挨拶を願います。

[37番 大森勝夫君 登壇]

○副議長（大森勝夫君） ただいま選任をいただきました大子町議会議長の大森勝夫です。

大子町は、県内で本当に高齢化率が一番進んでいる自治体なものですから、この医療広域連合の議会の本当に重要さは、日々感じているところでございます。

昨年度は、この会の議会運営委員の委員として活動させていただきました。松本議長を補佐して任務を全うしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（拍手）

○議長（松本勝久君） ありがとうございます。

日程第5 議会運営委員の選任について

○議長（松本勝久君） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第4条の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松本勝久君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで、議長から御提案を申し上げます。

先ほど選任をいたしました議会運営委員をもって、議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選を行いたいと思います。

この際、暫時休憩をいたします。

午後1時47分休憩

午後2時04分再開

○議長（松本勝久君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議会運営委員会が開催されました。

ここで議長から、議会運営委員会の正副委員長の互選の結果について御報告を申し上げます。

委員長に田中隆徳議員、副委員長に野口雅弘議員が選任されました。

以上でありますので、お二人ちょっと御起立願って、皆さん、顔見せだけさせていただきます。

○23番（田中隆徳君） どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○39番（野口雅弘君） どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（松本勝久君） ありがとうございます。

日程第6 議案第19号 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて

○議長（松本勝久君） 次に、日程第6、議案第19号 茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長大谷明君。

〔広域連合長 大谷明君 登壇〕

○広域連合長（大谷明君） 提案理由の説明をいたします。

議案第19号 後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることにつきましては、本年7月24日をもって副広域連合長であった中島栄氏が任期満了となりましたが、引き続き同氏を選任いたしたく、地方自治法の規定により議会の同意をお願いするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本勝久君） 以上で提案理由の説明は終了いたしました。

日程第7 上程議案に対する質疑

○議長（松本勝久君） 日程第7、上程議案に対する質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。

これで上程議案に対する質疑を終結をいたします。

日程第 8 上程議案に対する討論及び表決

○議長（松本勝久君） 日程第 8、上程議案に対する討論及び表決を議題といたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

これで討論を終結をいたします。

これより議案第19号を採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第19号は、原案のとおり同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本勝久君） 総員起立です。よって、議案第19号は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま同意されました中島栄副広域連合長を地方自治法第121条第1項の規定により説明員として出席を求めますので、御了承願います。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 0 8 分休憩

午後 2 時 0 9 分再開

○議長（松本勝久君） 再開いたします。

この際、副広域連合長から挨拶を行いたい旨の申出がございますので、これを許します。

副広域連合長中島栄君。

〔副広域連合長 中島栄君 登壇〕

○副広域連合長（中島栄君） 皆さん、改めましてこんにちは。ただいま議長のほうからも指名がありましたけれども、茨城県美浦村の村長をしております中島栄でございます。

茨城県後期高齢者医療広域連合の副連合長として皆様に御推挙いただいた上は、後期高齢者のますますの運営の潤滑と、そして大谷連合長を補佐じゃなくて、私のほう

が補佐してもらおうのかもしれませんが、一緒に後期高齢者の事務を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。（拍手）

日程第9 議案第20号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

○議長（松本勝久君） 次に、日程第9、議案第20号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

広域連合長大谷明君。

〔広域連合長 大谷明君 登壇〕

○広域連合長（大谷明君） 提案理由の説明をいたします。

議案第20号 後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることにつきましては、議会選出の監査委員でありました常陸太田市議会議員の小室信隆氏の任期が本年3月22日をもって満了となり、監査委員が欠員となっていたことから、引き続き小室信隆氏を選任いたしたく、地方自治法の規定により議会の同意をお願いするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本勝久君） これで説明は終わりました。

日程第10 上程議案に対する質疑

○議長（松本勝久君） 日程第10、上程議案に対する質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。

以上で上程議案に対する質疑を終結をいたします。

日程第11 上程議案に対する討論及び表決

○議長（松本勝久君） 日程第11、上程議案に対する討論及び表決を議題といたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

以上で討論を終結をいたします。

これより議案第20号を採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第20号は、原案のとおり同意することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（松本勝久君） 総員起立。よって、議案第20号は原案のとおり同意することに決しました。

日程第12	報告第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提起）
	報告第2号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）
	報告第3号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）
	報告第4号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）

- 議長（松本勝久君） 次に、日程第12、報告第1号から報告第4号までの以上4件を一括議題といたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松本勝久君） 御異議なしと認めます。報告第1号から報告第4号まで、以上4件を一括議題とすることに決しました。

それでは、ただいまの4件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長大谷明君。

〔広域連合長 大谷明君 登壇〕

- 広域連合長（大谷明君） 提案理由の説明をいたします。

報告第1号から第4号、専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、議会招集の時間的余裕がなかったことから、地方自治法の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求権に基づく訴えの提起をすること及び損害賠償請求訴訟の和解を

することについて専決処分を行ったものでございます。

御審議の上、原案に御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松本勝久君） これで説明を終わります。

日程第13 上程議案に対する質疑

○議長（松本勝久君） 日程第13、上程議案に対する質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。

以上で上程議案に対する質疑を終結をいたします。

日程第14 上程議案に対する討論及び表決

○議長（松本勝久君） 日程第14、報告第1号から第4号までの以上4件について、上程議案に対する討論及び表決を議題といたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

以上で討論を終結をいたします。

これより報告第1号を採決をいたします。

お諮りいたします。

報告第1号は、原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本勝久君） 総員起立。よって、報告第1号は原案のとおり承認することに決しました。

これより報告第2号を採決をいたします。

お諮りいたします。

報告第2号は、原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本勝久君） 総員起立。よって、報告第2号は原案のとおり承認することに決しました。

これより報告第3号を採決をいたします。

お諮りいたします。

報告第3号は、原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本勝久君） 総員起立。よって、報告第3号は原案のとおり承認することに決しました。

これより報告第4号を採決をいたします。

お諮りいたします。

報告第4号は、原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本勝久君） 総員起立。よって、報告第4号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第15 一般質問

○議長（松本勝久君） 次に、日程第15、一般質問を行います。

ただいまのところ通告はありません。

以上で一般質問を終結いたします。

日程第16 閉会中所管事務調査について

○議長（松本勝久君） 次に、日程第16、閉会中所管事務調査について議題といたします。

これより議会事務局職員に印刷物を配付させます。

[印刷物配付]

○議長（松本勝久君） 配付漏れはございませんか。

本件につきましては、お手元に配付いたしました印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申出があったものでございます。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員会からの申出のとおり決定することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本勝久君） 御異議なしと認め、さよう決しました。

閉会宣告

○議長（松本勝久君） それでは、以上をもちまして今期臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、令和7年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会といたします。

午後2時21分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長

松本 勝久

議長

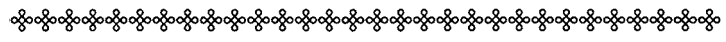
松本 勝久

42番

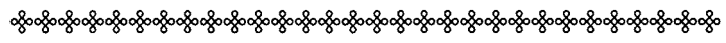
小野寺 宗一郎

44番

新井 邦弘



参 考 资 料



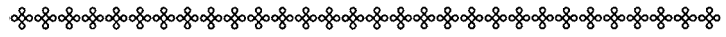
議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
議案第19号	茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて	7.7.28	原案同意
		7.7.28	
議案第20号	茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて	7.7.28	原案同意
		7.7.28	
報告第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (訴えの提起)	7.7.28	承認
		7.7.28	
報告第2号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (訴訟上の和解)	7.7.28	承認
		7.7.28	
報告第3号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (訴訟上の和解)	7.7.28	承認
		7.7.28	
報告第4号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (訴訟上の和解)	7.7.28	承認
		7.7.28	



上 程 議 案 等



議案第 19 号

茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号）第 11 条の規定に基づき、下記の者を副広域連合長に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものである。

令和 7 年 7 月 28 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 大 谷 明

記

氏 名	なか じま さかえ 中 島 栄
生年月日	昭和 22 年 8 月 7 日
住 所	茨城県稲敷郡美浦村

（提案理由）

令和 7 年 7 月 24 日に茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の任期が満了した。よって適任である中島 栄氏を選任したいため、議会の同意を求める。

参考

なか じま さかえ
中 島 栄 氏略歴

生年月日 昭和 22 年 8 月 7 日

住 所 茨城県稲敷郡美浦村

略 歴

平成 19 年 5 月

美浦村村長に就任

令和 5 年 7 月

茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に
就任

現在に至る

議案第 20 号

茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号）第 17 条の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員のうちから、下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 196 条の規定により、議会の同意を求めるものである。

令和 7 年 7 月 28 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 大 谷 明

記

氏 名	こむろのぶたか 小 室 信 隆
生年月日	昭和 28 年 12 月 23 日
住 所	茨城県常陸太田市

（提案理由）

令和 7 年 3 月 22 日に議会選出の監査委員の任期が満了した。よって、適任である小室信隆氏を選任したいため、議会の同意を求める。

参考

こむろのぶ たか
小室信隆氏略歴

生年月日 昭和 28 年 12 月 23 日

住 所 茨城県常陸太田市

略 歴

平成 29 年 5 月

常陸太田市議会議員に当選

令和 4 年 8 月

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選
現在に至る

報告第1号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による医療給付費の損害賠償請求権に基づく訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年7月28日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 大谷 明

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、第三者行為による医療給付費の損害賠償請求権に基づく訴えの提起をすることについて、専決処分した。

専 決 処 分 書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第58条の規定により取得した損害賠償請求権に基づき、下記のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分する。

令和 7 年 3 月 27 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

記

1 相手方

茨城県取手市
個人

2 事件の要旨

- (1) 令和 2 年 1 月 12 日、茨城県後期高齢者医療の被保険者（以下「被害者」という。）が道路を自転車にて横断していた際に、直進してきた相手方の普通乗用自動車と衝突し、受傷した。
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律第58条第 1 項の規定により、被害者が相手方に対して有する医療給付費の損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 広域連合は、相手方に対し、損害賠償金 25, 117, 650 円を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し、次の請求の内容により訴えを提起する。

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、損害賠償金の支払いを求める。
- (2) 上記の金額につき、損害賠償の発生した日から完済の日まで年 5 分の割合で遅延損害金の支払いを求める。
- (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

報告第 2 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による医療給付費の損害賠償請求訴訟の和解について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 7 月 28 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 大 谷 明

(専決処分の理由)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、第三者行為による医療給付費の損害賠償請求訴訟の和解をすることについて、専決処分した。

専 決 処 分 書

水戸地方裁判所令和6年（ワ）第110号損害賠償請求事件に関し、下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和7年3月4日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松丸修久

記

1 事件名

水戸地方裁判所 令和6年（ワ）第110号損害賠償請求事件

2 当事者

原告 茨城県後期高齢者医療広域連合

被告 個人及び法人

3 事件の要旨

- (1) 茨城県後期高齢者医療の被保険者（以下「被害者」という。）が信号のない交差点を歩行にて横断していた際に、相手方の運転する車両に衝突され、受傷した。
- (2) 原告は、代位取得した第三者行為による医療給付費の損害賠償請求権に基づき、被告に対し、損害賠償金11,480,587円の支払いを求める訴えを提起したものである。

4 和解内容

- (1) 被告は、原告に対し、8,747,239円を支払う条件で和解する。
- (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解理由

水戸地方裁判所より上記の和解案が提示され、被害者の過失があることなどから、その内容が適当と認められるため。

報告第3号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による医療給付費の損害賠償請求訴訟の和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年7月28日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 大谷 明

(専決処分の理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、第三者行為による医療給付費の損害賠償請求訴訟の和解をすることについて、専決処分した。

専 決 処 分 書

水戸地方裁判所令和6年（ワ）第110号損害賠償請求事件に関し、下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和7年3月4日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松丸修久

記

1 事件名

水戸地方裁判所 令和6年（ワ）第110号損害賠償請求事件

2 当事者

原告 茨城県後期高齢者医療広域連合

被告 個人及び法人

3 事件の要旨

- (1) 茨城県後期高齢者医療の被保険者（以下「被害者」という。）が道路右端を自転車にて走行していた際に、相手方の運転する車両に衝突され、受傷した。
- (2) 原告は、代位取得した第三者行為による医療給付費の損害賠償請求権に基づき、被告に対し、損害賠償金9,108,988円の支払いを求める訴えを提起したものである。

4 和解内容

- (1) 被告は、原告に対し、5,465,392円を支払う条件で和解する。
- (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解理由

水戸地方裁判所より上記の和解案が提示され、被害者の過失があることなどから、その内容が適当と認められるため。

報告第4号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による医療給付費の損害賠償請求訴訟の和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年7月28日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 大谷 明

(専決処分の理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、第三者行為による医療給付費の損害賠償請求訴訟の和解をすることについて、専決処分した。

専 決 処 分 書

東京地方裁判所令和6年(ワ)第1956号損害賠償請求事件に関し、下記のとおり和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和7年3月5日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松丸修久

記

1 事件名

東京地方裁判所 令和6年(ワ)第1956号損害賠償請求事件

2 当事者

原告 茨城県後期高齢者医療広域連合

被告 個人

3 事件の要旨

- (1) 茨城県後期高齢者医療の被保険者(以下「被害者」という。)が道路を歩行にて横断していた際に、相手方の運転する車両に衝突され、受傷した。
- (2) 原告は、代位取得した第三者行為による医療給付費の損害賠償請求権に基づき、被告に対し、損害賠償金35,471,687円の支払いを求める訴えを提起したものである。
- (3) なお、訴訟期間中も被害者の治療は継続し、医療給付費は増え続けていたため、請求額を45,678,329円とした。

4 和解内容

- (1) 被告は、原告に対し、42,000,000円を支払う条件で和解する。
- (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解理由

東京地方裁判所より上記の和解案が提示され、被害者の過失があることなどから、その内容が適当と認められるため。